

特集

第59回全国都市国民年金協議会総会及び研修会(兵庫県神戸市) ——新型コロナウイルス感染症の影響で書面での開催

第59回全国都市国民年金協議会総会及び研修会が、2021年8月27日に近畿ブロック・兵庫県神戸市で開催される予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から対面による実施を見送り、書面での開催となりました。新型コロナウイルス感染症の影響による書面開催は前回の三重県津市に続き2回目。

【第59回全国都市国民年金協議会総会の審議内容】

通常であれば、1日目に分科会、2日目に総会と研修会が開催されますが、今回は全会員市(区)による書面審議が行われました。その結果、「第1号議案 要望書について」及び「第2号議案 次期総会開催について」はいずれも全会員一致で承認されました。

その後、全国都市国民年金協議会名(会長:神戸市長・久元喜造氏)で厚生労働省、日本年金機構の両者に「国民年金制度改善についての要望書」を提出しました(資料1)。要望書は厚生労働省宛て・日本年金機構宛て共通で、下記の内容となっています。

1. 国民年金事務の一元化について
 - (1) 国民年金事務の日本年金機構への一元化
 - (2) 障害年金事務の窓口一本化
 - (3) テレビ電話等を活用した年金事務所との遠隔相談の導入
2. 国民年金事務費交付金について
 - (1) 事務費交付金等にかかる事務負担軽減
 - (2) 標準化システムの導入について
3. 国民年金制度に係る要望について
 - (1) 職権による資格取得について
 - (2) 年金生活者支援給付金制度の情報連携について
 - (3) 国民年金手続きの電子申請の導入
4. 日本年金機構への要望について
 - (1) 住民向け障害年金ヘルプデスクの設置
 - (2) 日本年金機構における電子メール等による相談対応
 - (3) マイナンバーによる情報連携の推進および取得情報の適切な利用について

【第59回全国都市国民年金協議会総会の審議結果】

全国都市協議国民年金協議会の会長の神戸市長・久元喜造氏より会員市(区)長に宛てて報告が行われました(資料2)。決議書の提出都市数は796都市(議決日2021年8月27日現在)で、すべて有効票でした。「第1号議案 要望書について」「第2号議案 次期総会開催しについて」とともに、賛成796票・反対0票で承認されました。

なお、要望書と回答の受渡し方法は、前回同様に郵送としています。

次期総会は関東ブロック・神奈川県横浜市で開催されます。次期開催都市は、慣例により議決日の翌日から会長市となりますが、今年度は議決日の翌日が土曜日であるなどのため8月30日からとなりました。

<資料1> 国民年金制度改善についての要望書（厚生労働省宛て・日本年金機構宛て共通）（1/4）

1. 国民年金事務の一元化について

(1) 国民年金事務の日本年金機構への一元化

現在の国民年金事務は、取り扱う内容によって市町村（特別区を含む。以下同じ）と年金事務所とで対応する窓口が異なるなど、被保険者にとって極めて分かりづらい状況にある上に、受付をした市町村では日本年金機構での処理の進捗状況を把握できないため、結果として住民サービスの低下を招いたり、不信感を持たれたりすることにつながっている。

マイナンバーを利用した情報連携の本格運用が開始されたことにより、日本年金機構は住民基本台帳や課税台帳等の公簿情報を取得することが可能となったことに加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、郵送での届出等が増え、さらには、国民年金保険料免除・納付猶予申請の電子化も予定されていることから、住民が市町村窓口へ直接出向く必要性は減少し、それに伴い市町村に年金窓口を設ける必然性も希薄になっていると考えられる。

については、行政手続きの「スマート化」と「わかりやすさ」の推進、及びそれに伴い変化する市町村の役割を鑑みて、全ての国民年金事務を日本年金機構へ一元化することを要望する。

あわせて、国民年金事務の一元化が実現されるまでの間、段階的措置として、次の（2）および（3）の事項について早急に対応されたい。

(2) 障害年金事務の窓口一元化

障害年金事務については、障害内容や年金制度に関する総合的かつ専門的な知識を必要とする。比較的短期間で人事異動があり、しかも少人数で他業務と併せて年金事務を担当する市町村職員では、対応の質の維持や継承が困難なため、請求者の相談ニーズに十分応えることができていない状況である。

そのため、窓口対応が長時間となり、書類不備による返戻等も多く、請求者の負担を増やす要因にもなっている。

については、請求者の利便性のため、年金記録を保有し、専門的な職員体制の構築が可能な日本年金機構における障害年金事務の窓口一元化の早期実現を強く要望する。

また、現時点においても、形式審査以外の不備による書類の返戻については、請求者へ十分な説明責任を果たすために、障害年金センターから本人へ直接返戻するよう要望する。

(3) テレビ電話等を活用した年金事務所との遠隔相談の導入

死亡に伴う年金手続きや年金の受給相談については、市町村だけでは対応出来ないことが多く、その場合は年金事務所を案内しているが、結局は必要な書類を入手するために、再度、市町村の窓口に来庁されることが多い。

については、住民サービスの向上や利便性確保の観点から、市町村の希望により庁舎内にテレビ電話等を設置し、その場から市民が年金事務所に遠隔相談が行える環境を整備していただくよう要望する。

<資料1> 国民年金制度改善についての要望書（厚生労働省宛て・日本年金機構宛て共通）（2/4）

2. 国民年金事務費交付金について

(1) 事務費交付金等にかかる事務負担軽減

国民年金事務費等交付金については、令和元年度の実態調査にもとづき、抜本的な算定方法の見直しが行われたことで、多くの市町村において令和2年度の交付金の増額が図られたが、同時に行われた作業期間を延ばすための見直しについては、提出期限が前倒しされたことで作業期間が短縮され、かえって市町村の負担が重くなった。

さらに、令和元年度以降、年金生活者支援給付金にかかる交付金事務も加わったことで、いっそう交付金事務は複雑化している。

については、国民年金事務費等の交付金にかかる事務の簡素化および令和2年度において効果が見られなかった作業期間の改善を早急に図るよう要望する。

また、大量の作業を伴う実態調査の実施や算定方法の見直しにあたっては、市町村の予算編成の時期を考慮したうえで、早い段階での周知および通知の発出を要望する。

(2) 標準化システムの導入について

国民年金業務にかかる標準化システムへの移行にあたり、市町村のシステム運用の実態によって、様々な課題が生じることが予想されるため、課題への対応期間を考慮したスケジュールを策定し、財源面も含めた対応環境の整備について、国が主導のもと支援すること。

また、標準化の実効性を高める観点からも、市町村の実情や交付金事務にかかる事務作業の負担軽減などを踏まえたうえで、市町村の意見を丁寧に聴取しながら推進すること。

<資料1> 国民年金制度改善についての要望書(厚生労働省宛て・日本年金機構宛て共通)(3/4)

3. 国民年金制度に係る要望について

(1) 職権による資格取得について

令和元年10月から20歳到達時の加入届出が不要になったのと同様に、第2号被保険者や第3号被保険者の資格を喪失した者の第1号被保険者への種別変更手続きについても、本人手続きを省略するよう要望する。

具体的には、事業主が提出する「厚生年金被保険者資格喪失届」の様式に、国民年金加入手続き欄を設け、第2号被保険者等の喪失手続きと同時に第1号被保険者への種別変更手続きを行う方法などが考えられる。

また、日本年金機構から提供される職権適用対象者一覧表(20歳到達予定者、第2号被保険者資格喪失等)について、現在は紙媒体での提供となっているが、市町村における事務作業の効率化を図るため、電子媒体でも提供すること。

(2) 年金生活者支援給付金制度の情報連携について

年金生活者支援給付金制度における所得等の審査事務について、国保中央会ルートで市町村が情報提供する時点と、日本年金機構が情報連携で情報取得する時点が異なるため、把握方法の違いによって、判定結果が変わるケースが生じている。

公平性を確保し、精度の高い審査を行うためにも、全ての対象者の所得情報について、日本年金機構がマイナンバーを利用した情報連携により情報取得する方法に切り替えるよう要望する。

(3) 国民年金手続きの電子申請の導入

コロナ禍を機に、行政手続きのスマート化及びデジタル化が急速に推し進められている中、年金関係の申請や届出についても、令和2年12月から押印が廃止され、さらに、令和4年度末までに国民年金保険料免除・納付猶予申請について電子申請が可能となる予定である。

電子申請が実現することで、申請者の利便性だけではなく、事務の効率化も期待できることから、免除申請以外の国民年金にかかる手続きについても、電子申請の早期実現を要望する。

<資料1> 国民年金制度改善についての要望書(厚生労働省宛て・日本年金機構宛て共通)(4/4)

4. 日本年金機構への要望について

(1) 住民向け障害年金ヘルプデスクの設置

現在、住民が障害年金手続きについて電話でくわしく相談できる窓口がない。一方で、市町村職員が利用している「障害年金市町村事務ヘルプデスク」は、回答内容も適切かつ細やかで、説明精度が高いと感じられる。

コロナ禍において、窓口への来庁抑制が図られていることや請求者の負担軽減の観点からも、市町村向けヘルプデスクを住民向けにも公開、もしくは、住民向けの障害年金電話相談窓口を設置していただくよう要望する。

(2) 日本年金機構における電子メール等による相談対応

年金事務所等への電話での問い合わせが困難である方や、海外在住者からの国民年金の任意加入や老齢年金請求等についての相談が、市町村のホームページを通じて電子メールで寄せられることがあり、相談件数も年々増加している。

相談内容によっては、年金事務所へ確認し、市町村の国民年金担当から電子メールで回答を行っているが、厚生年金保険に関する相談もあるため、市町村で対応するには限界がある。

については、日本年金機構においても、電子メールや類似システムを用いた相談対応を実施していただくよう要望する。

(3) マイナンバーによる情報連携の推進および取得情報の適切な利用について

マイナンバーを利用した情報連携を積極的に活用することで、今以上に被保険者の利便性の向上や事務の負担軽減が見込まれることから、情報連携による情報取得が本格運用されていない事務においても、早期に情報連携を活用するよう要望する。

また、現在、国民年金保険料の特例免除に必要な雇用保険情報についても、本格実施ではないものの、日本年金機構において、情報連携による利用が開始されているが、特例免除の審査において、情報連携で取得した雇用保険情報のみでのシステムに依存した審査が行われ、本人が記載した申請書の内容や資格記録との整合性が取れておらず、窓口での説明内容と結果との齟齬からトラブルが発生した事例もある。

については、情報連携による事務処理やシステム設計においては、十分な制度理解と検証作業を行ったうえで本格実施されるようあわせて要望する。

令和3年8月27日

全国都市国民年金協議会

会長 神戸市長 久元 喜造

<資料2> 総会の審議結果等について

全都協神第 8 号

令和3年8月27日

全国都市国民年金協議会
会員市(区)長 様全国都市国民年金協議会
会長 神戸市長 久元 喜造
(公 印 省 略)

第59回全国都市国民年金協議会総会の審議結果等について(報告)

日頃から全国都市国民年金協議会の運営につきまして、御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年8月2日付け全都協神第6号で通知いたしました書面による本協議会総会の審議結果につきまして、下記のとおり全国都市国民年金協議会会則第9条第3項により承認されましたので、報告いたします。

記

- 1 決議書の提出都市数
796都市(全て有効票)※全796都市(令和3年8月27日現在)
- 2 第1号議案 要望書について
賛成 796票、反対 0票
- 3 第2号議案 次期総会開催市について
賛成 796票、反対 0票
- 4 議決日
令和3年8月27日
- 5 その他
 - (1) 要望書及び回答の受渡方法につきましては、前回と同様に郵送とします。
 - (2) 慣例により、議決日の翌日から次期総会開催地である横浜市(関東ブロック)が会長市となります。ただし、今年度につきましては、次期会長市と相談し、議決日の翌日が土曜日であることなどから、8月30日(月)に交代となります。

【事務局】

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市福祉局国保年金医療課 国民年金担当 林・帖佐
E-mail : nenkin@office.city.kobe.lg.jp
TEL : 078-322-5207 (直通)